

公 示

令和8年1月13日

行政手続法第13条第1項第1号イの規定により、下記のとおり聴聞を行う。

九州経済産業局長

記

1. 事案の要旨 鉱業法第55条第5号の規定に基づく鉱業権の取消しに係る聴聞
2. 聴聞の期日 令和8年2月2日(月)
3. 聴聞の場所 九州経済産業局 第2会議室(福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館6階)

○令和8年2月2日(月)

No.	登録番号	鉱種名	鉱区所在地	鉱業権者名	違反条項
1	福岡県試掘権登録第11273号	マンガン鉱、けい石	福岡県田川市、同県飯塚市	麻生セメント株式会社	鉱業法第62条第2項
2	鹿児島県採掘権登録第225号	金鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項
	鹿児島県採掘権登録第226号	金鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項
	鹿児島県採掘権登録第309号	金鉱、銀鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項
	鹿児島県採掘権登録第351号	金鉱、銀鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項